

3. 基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

- 協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について P1
- 受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額 P2
- 無年金者数について P3

4. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額 P4

5. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学・短期大学への進学率の推移 P5
- 年齢別の保険料納付率 P6
- 障害者の所得保障 P7

6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- パート労働者に対する厚生年金の適用範囲／被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金
保険法等 の一部を改正する法律案の概要 P8
- 「パートも派遣も厚生年金に(平成20年2月18日 朝日新聞朝刊3面)」(著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載) P10
- パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響 P11
- 事業主によるパート労働者に係る保険料徴収の事務処理フロー P12
- 平成16年改正における第3号被保険者制度に関する議論の経緯 P15

7. 育児期間中の者の保険料免除等

- 子育て世帯における母親の就労状況及び経済的負担等に関する資料 P18
- 育児期間中の保険料免除について P25
- 育児期間中の保険料免除の対象となる人数 P26
- 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿 P27

3. 基礎年金の受給資格期間(25年)の見直し

協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について

(数値は 2007 年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ペル ギー	チェコ	オランダ	カナダ	豪州	韓国	スペイン	イタリア	アイル ランド	ハンガ リー	スウェ ーデン	ルクセン ブルク
受給資格 期間	40 加入 四半期 (10 年 相当) (注1)	なし (注2)	5 年	なし	なし	25 年 (注3)	なし	(OAS: 税方式) 10 年 居住 (CPP) なし	(AP: 税方式) 10 年 居住 (注4) (SG) なし	10 年	15 年	5 年	260 週 (5 年相 当) (注5)	15 年	なし (注6)	10 年

(注1) 1000 ドル (118,000 円) の収入につき 1 四半期が付与される (最高で年間 4 加入四半期まで)。

(注2) 2007 年の法改正により受給資格機関は撤廃。ただし、1945 年 4 月 6 日より前に生まれた男性及び 1950 年 4 月 6 日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金受給には、それぞれ 11 年又は 9.75 年の被保険者期間が必要。

(注3) 受給開始年齢 (男性 61 歳 10 ヶ月、子を養育していない女性 60 歳) から受給する場合。なお、65 歳から受給する場合は 15 年。

(注4) 「10 年連続して居住」又は「連續して 5 年、合計 10 年」のいずれかを満たすこと。

(注5) 2012 年より 520 週 (10 年相当)。

(注6) 保証年金については最低 3 年の居住期間が必要。

現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行 制度	40年	66, 008円	49, 506円	33, 008円
	25年	41, 258円	30, 941円	20, 630円
受給 資格 期間 短縮 後	20年	33, 008円	24, 753円	16, 500円
	10年	16, 500円	12, 377円	8, 250円

※1 国庫負担割合を1／2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年(半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提)あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成20年度

無年金者数(推計)

- 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を 納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満た ない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1)上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2)合算対象期間は含まれていない。

(注3)保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4)被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5)共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】
社会保険庁公表資料
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者
(約2,200万人)

基礎のみ・旧国年
(約900万人)

その他厚生年金保険の受給権を有する者

↑ 無年金者(65歳以上) 42万人

**4. 2年の時効を超えても保険料を
納めることのできる仕組みの導入**

時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額

- 納付しようとする時点（仮に60歳）からみて、5年前（55歳）から60歳までの5年間分の保険料を後納する場合の支払総額について、一定の仮定の下で積算すると約90万円となる。
- また、10年前（50歳）から60歳までの10年間分の保険料を後納する場合の支払総額については、約190万円となる。

	5年前	10年前	15年前	20年前	25年前	40年前	45年前
1ヶ月分	15,800	17,200	18,700	20,300	22,100	28,500	31,000
1年分	189,300	206,000	224,100	243,800	265,200	341,600	371,600
5年分	918,600	996,100	1,083,700	1,179,000	1,282,600	1,651,700	1,796,900
10年分	-	1,914,600	2,079,700	2,262,600	2,461,600	3,169,800	3,448,600
15年分	-	-	2,998,300	3,258,700	3,545,300	4,565,200	4,966,700
20年分	-	-	-	4,177,300	4,541,400	5,847,900	6,362,200

（積算の前提）

国民年金保険料が将来に向かって月額15,000円と仮定し、かつ、後納するに際し保険料に乘じる加算率について、現行の免除期間等に係る追納制度の加算率1.7%（前年に発行された10年国債の表面利率の平均）を用いて計算。

5. 国民年金の適用年齢の見直し